

6

水無月（みなつき）



梅雨のため、天の神様の国に水がなくなってしまうからの意。

6月の事務チェックポイント

- 全国安全週間の準備月間に当たる。この機会に職場安全意識を喚起するとともに安全対策を見直す。
- 前年度分個人住民税の特別徴収が始まる。（6月支給の給与から）
- 7月～8月に夏季休暇を実施するところでは、実施要領の決定・伝達・業務の調整・取引先への連絡等を行っておく。
- 中元商戦用のパート・アルバイト採用を予定しているところでは、早めに手配する。
- 中元贈答先のリストの作成、金額、品物の決定、選定を済ませ、送付の手配をする。
- 4月昇給実施企業では、6月の給与支給後、報酬月額変更届の可否をチェックする。
- 来春中卒・高卒予定者採用企業は、職安の実施する求人説明会に出席する。



6月の税務

提出期限	チェック欄	内 容
6月11日		5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（前年12月～当年5月分）の納付
6月15日		所得税の予定納税額の通知
7月2日		4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		1月、4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
		個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！

（社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

今月は、会費納入をお願いしている月です。金融機関での口座振替は6月6日(水)です。お手配方宜しくお願い申し上げます。
また、郵便局の振込依頼書を利用して納入される場合も6月6日までにお願いを申し上げます。
（社）長井法人会 事務局